

奨学金・修学援助制度のご案内

2022年の制度内容

2023年に制度が変更
される場合があります。

高校生活には入学金（入学金）、授業料のほかにも、制服やカバンなどの用品購入費、教科書や副教材の代金、部活動や修学旅行の費用などが必要です。保護者の負担軽減のために国や県などの援助制度があります。

1. 授業料への援助

国と県の制度

国の就学支援金制度と千葉県の授業料減免制度により授業料を援助。

～高等学校等就学支援金制度・千葉県私立高等学校等授業料減免制度～

算定基準額※175,500円未満(年収目安 640万円未満)の家庭	授業料の全額を免除
算定基準額※227,100円未満(年収目安 750万円未満)の家庭	授業料のうち20,100円を減額
算定基準額※304,200円未満(年収目安 910万円未満)の家庭	授業料のうち 9,900円を減額

※算定基準額 = (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)

◎ 年収約640万円未満の家庭は **授業料免除** (施設設備費月額2,500円を負担)

2. 入学金への援助

県の制度

私立高校入学金の軽減（入学金のうち15万円を入学後に還付）

対象：算定基準額※が51,300円未満の家庭（年収約350万円程度）

～千葉県私立高等学校入学金軽減制度～

3. 奨学金制度

県の制度

○ 千葉県奨学資金

実 施	千葉県教育委員会（教育庁財務施設課） Tel. 043-223-4027	
補助(貸付)月額	公立 10,000円, 20,000円から選択 私立 10,000円, 20,000円, 30,000円から選択 (自宅外は5,000円加算)	
対 象 者	居住要件	保護者が県内在住
	成績要件	なし
	収入要件	4人世帯 世帯収入約735万円以下 ※2021年の例。基準は毎年変更があります。

奨学金は高校卒業後に定められた期間で返済します（大学等に進学の場合、在学期間の返済は猶予）。

○ 高校生等奨学給付金 県民税市町村民税所得割非課税世帯の高校生への給付制度です。

学校独自の制度

○ 千葉学芸高等学校 入学資金貸与制度（入学資金30万円を貸与）

○ 千葉学芸高等学校 奨学金制度（学費相当額を奨学金として給付）があります。

学業・クラブ活動・スポーツ・文化活動の成績優秀者は特待生の申請ができます。
また、同一家庭から兄弟姉妹で在学の場合に1名分の学費負担を免除します。

詳しくは 千葉学芸高等学校 広報部 お問い合わせください。（Tel. 0475-52-1161）

融資制度

生活福祉資金（入学金等貸付） 千葉県社会福祉協議会 (Tel. 043-245-1551)

対象：所得が比較的少ない方(おおむね500万円以内) など

国の教育ローン 日本政策金融公庫 (Tel. 0570-008-656)

対象：所定の年間収入以内の家庭の方

母子父子寡婦福祉資金（修学資金） 千葉県健康福祉部児童家庭課 (Tel. 043-223-2320)

対象：ひとり親家庭の青少年で進学を希望する方

交通遺児育英会奨学金 財団法人交通遺児育英会 (Tel. 03-3556-0773)

対象：交通事故が原因で死亡または著しい後遺障害を負った方の子

あしなが育英会奨学金 あしなが育英会 (Tel. 03-3221-0888)

対象：病気や災害が原因で死亡または著しい後遺障害を負った方の子

千葉学芸高等学校

〒283-0005 千葉県東金市田間1999番地

Tel. 0475-52-1161

<https://www.cgh.ed.jp/>

Fax 0475-52-1163

E-mail: info@cgh.ed.jp